

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年
宮 本 務 第 6 0 3 号					
令 和 5 年 3 月 3 1 日					
宮 城 県 警 察 本 部 長					

毎日勤務を行う職員及び交替制勤務を行う職員について（通達）

県警察職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年宮城県警察本部訓令第9号）第3条第1項の規定に基づき、毎日勤務を行う職員及び交替制勤務を行う職員の範囲は下記のとおりとし、令和5年4月1日から施行することとしたので通達する。

なお、この通達の施行に伴い、「毎日勤務を行う職員及び交替制勤務を行う職員について（通達）」（令和4年5月27日付け宮本務第931号）は、廃止する。

記

1 毎日勤務を行う職員

(1) 警察本部

- ア 総務部留置管理課に所属する職員のうち、護送係及び仙北方面護送係の職員
- イ 宮城県警察機動警ら隊に所属する職員（当直勤務に従事する職員に限る。）
- ウ 刑事部捜査第一課に所属する職員のうち、総括検視官、検視官（解剖への立会いに従事する職員に限る。）及び検視係の職員（解剖への立会い従事する職員に限る。）
- エ 宮城県警察機動捜査隊に所属する職員（当直勤務に従事する職員に限る。）
- オ 宮城県警察科学捜査研究所に所属する職員（当直勤務に従事する職員に限る。）
- カ 交通部交通指導課に所属する職員のうち、交通鑑識係の職員（交替制勤務を行う職員を除く。）
- キ 交通部運転免許課に所属する職員のうち、日曜窓口業務に従事する職員
- ク 宮城県警察交通機動隊に所属する職員（企画指導係及び機動取締係の職員並びに当直勤務に従事する職員に限る。）
- ケ 宮城県警察高速道路交通警察隊に所属する職員のうち、分駐隊長及び企画指導係の職員（当直勤務に従事する職員に限る。）
- コ 警備部警備課に置かれる宮城県警察航空隊の職員
- サ 宮城県警察機動隊に所属する職員（隊長及び副隊長並びに一般職員を除く。）

(2) 警察署

警察署長、副署長、次長、刑事官、会計官及び副参事並びに交替制勤務を行う職員を除く職員

2 交替制勤務を行う職員

(1) 警察本部

- ア 総務部情報管理課に置かれる宮城県警察照会センターの職員（所長を除く。）
- イ 生活安全部県民安全対策課に所属する職員のうち、人身安全対策第二係の職

員

- ウ 地域部通信指令課に所属する職員のうち、通信指令官並びに指令第一係、指令第二係及び指令第三係の職員
- エ 宮城県警察機動警ら隊に所属する職員のうち、隊長補佐（一般職員並びに指導係及び特別機動警ら係を担当する職員を除く。）並びに特別機動警ら係、警ら第一係、警ら第二係及び警ら第三係の職員（当直勤務に従事する職員を除く。）
- オ 宮城県警察鉄道警察隊に所属する職員のうち、警ら第一係、警ら第二係及び警ら第三係の職員
- カ 刑事部捜査第一課に所属する職員のうち、検視官（毎日勤務を行う職員を除く。）及び検視係の職員（毎日勤務を行う職員を除く。）
- キ 刑事部鑑識課に置かれる宮城県警察機動鑑識隊の職員（隊長を除く。）
- ク 宮城県警察機動捜査隊に所属する職員のうち、隊長補佐（一般職員を除く。）並びに捜査第一係、捜査第二係及び捜査第三係の職員（当直勤務に従事する職員を除く。）
- ケ 交通部交通指導課に所属する職員のうち、交通鑑識係の職員（毎日勤務を行う職員を除く。）
- コ 宮城県警察高速道路交通警察隊に所属する職員のうち、高速第一係、高速第二係及び高速第三係並びに仙台東分駐隊、石巻分駐隊、気仙沼分駐隊、古川分駐隊及び川崎分駐隊の職員（分駐隊の職員にあっては、分駐隊長を除く。）

(2) 警察署

- ア 警務課留置管理係及び留置管理課の職員（毎日勤務を行う職員を除く。）
- イ 地域課の職員のうち、自動車警ら第一係、自動車警ら第二係、自動車警ら第三係及び自動車警ら係の職員
- ウ 刑事第一課の職員のうち、鑑識係の職員（毎日勤務を行う職員を除く。）
- エ 交番の職員（毎日勤務を行う職員を除く。）
- オ 岩沼警察署仙台空港警備派出所の職員（毎日勤務を行う職員を除く。）

3 その他

所属長は、業務運営上、所属職員の勤務制を変更する必要がある場合は、別に定める宮城県警察勤務管理システムを利用する電磁的方法（以下「電磁的方法」という。）により、警務部警務課長を経由して申請すること。ただし、電磁的方法によることができないときは、次の事項を記載した書面により申請すること。

- (1) 勤務制を変更する職員の範囲
- (2) 現行の勤務制及び変更後の勤務制
- (3) 変更を必要とする理由